

## 第 246 回 山形県建築審査会 議事録

日 時：令和 3 年 6 月 7 日（月）

場 所：県庁 1201 会議室

### 【午前 9 時 5 0 分 開会】

出 席 佐藤委員、吉原委員、粕谷委員、齊藤委員、鎌水委員、深瀬委員

欠 席 松山委員

事務局 建築住宅課：佐藤、石川、大宮、上田、佐藤、加藤

都市計画課：大沼

（建築住宅課長の挨拶後に、委員・事務局の紹介、新任の委員への辞令書の交付を行った。  
また、事務局より審査会成立の報告があった。）

### 佐藤会長

議事録署名人を「吉原委員」と「鎌水委員」に依頼します。

議第 1 号「建築基準法第 43 条第 2 項第二号の規定による許可のための同意について」事務局の説明を求めます。

### 事務局

（建築基準法第 43 条第 2 項第二号の規定による許可について説明があった。）

### 佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問ご意見がございましたらお願いします。

### 佐藤会長

ないようですので、議第 1 号について審査会として同意することではいかがでしょうか。  
異議がないようですので、議第 1 号については同意することといたします。

### 佐藤会長

次に、議第 2 号「建築基準法第 44 条第 1 項第二号の規定による許可のための同意について」事務局の説明を求めます。

### 事務局

（建築基準法第 44 条第 1 項第二号の規定による許可について説明があった。）

### 佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問ご意見がございましたらお願いします。

## 鍵水委員

歩道への建築ということで、歩行者の通行に支障があるかどうかポイントになると思います。この歩道は融雪歩道になっていますか。

冬になり雪がたくさん降った時に、この建物がある場合とない場合で、支障がない通行の確保が同じようにいくのでしょうか。

## 事務局

融雪歩道については現時点で把握していないため、確認し報告します。なお、令和元年に完成した道路反対側の歩道については、融雪歩道ではなく、機械除雪としておりました。

既存のバス停待合所は、現在まで通行等の問題はなく運営されており、新たに設置するバス停待合所も規模・歩道幅員は同程度です。歩行者の通行量は、ほぼ横ばいで推移していることから、支障ないものと考えられます。

## 鍵水委員

米沢市なので、屋根に雪が多く積もると思います。その雪が歩道に落ちてきたりしないかの対応を合わせて確認してもらいたい。

また、既存のバス停待合所の歩道幅員は何メートルでしたか。

## 事務局

3メートルでした。

## 佐藤会長

意見も出尽くしたようですので、議第2号について審査会として同意することでしょうか。

異議がないようですので、議第2号については同意することといたします。

## 佐藤会長

次に、議第3号「建築基準法第48条第6項ただし書きの規定による許可のための同意について」事務局の説明を求めます。

## 事務局

(建築基準法第48条第6項ただし書きの規定による許可について説明があった。)

## 佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問ご意見がございましたらお願いします。

## 粕谷委員

平面図を見る限り、以前から法第 48 条違反の状態にあったとみるべきではないかと思いますが、そのことは、許可をするうえで支障にならないか伺いたいと思います。なぜそのように思ったかという、平面図では、既にあった機械を増やすというふうに見えます。これからしようとする作業は、これまでもやっていた作業ではないかと推測されます。

## 事務局

既存の建築物は、作業場の部分は 49 m<sup>2</sup>であり、50 m<sup>2</sup>を超えていないため、法第 48 条違反の状態ではありません。本申請による倉庫部分の用途変更に伴って、作業場の面積が 141.75 m<sup>2</sup>となり、基準を満たさないため、許可申請があったものです。

## 鎌水委員

騒音予測値が、屋外洗車機周りの敷地境界線上だと環境基準値を超えています。これは、屋外洗車機からの騒音であって、コンプレッサーを増やすことによる影響ではないということでしょうか。

## 事務局

騒音予測は、新設するコンプレッサー等の騒音と、屋外洗車機を含めた既存の設備の騒音を加味して検討を行いました。

敷地境界線上の騒音予測値では超えている箇所もありますが、道路と接している部分については、道路対向地境界線上においての騒音値の検討を行い、環境基準値を下回っていることから、騒音による周辺への影響は少ないと判断しました。これは、天童市生活環境課と協議を済ませております。

## 佐藤会長

意見も出尽くしたようですので、議第 3 号について審査会として同意することでしょうか。

異議がないようですので、議第 3 号については同意することといたします。

## 佐藤会長

次に、議第 4 号「建築基準法第 43 条第 2 項二号の規定による許可の包括同意について」事務局の説明を求めます。

## 事務局

(建築基準法第 43 条第 2 項第二号の規定による許可の包括同意に係る報告案件 3 件について説明があった。)

## 佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

ないようですので、県から提出されました議題については以上であります。

委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

議事はこれで終了いたします。

## 事務局

ありがとうございました。事務局からは以上ですが、皆様から他に何かございますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして第246回山形県建築審査会を閉会いたします。

**【午前10時50分 閉会】**

山形県建築審査会長

---

議事録署名人

山形県建築審査会委員

---

山形県建築審査会委員

---

議第2号について、山形県建築審査会閉会後に事務局で確認した事項は以下のとおりです。

- ・歩道は融雪歩道ではありません。既存のバス停待合所の歩道と同様に機械除雪を行います。
- ・歩道の除雪は、県道であることから県で行いますが、バス停待合所の屋根の雪下ろしは、建物所有者である米沢市が行います。なお、屋根の垂直積雪量が1mに達する前に、雪下ろしをすることとしております。